議案第41号

伊賀市農業振興地域整備促進協議会条例等の一部改正について

伊賀市農業振興地域整備促進協議会条例等の一部を次のとおり改正しようとする。

平成30年２月27日提出

伊賀市長　岡　本　　栄

記

伊賀市農業振興地域整備促進協議会条例等の一部を改正する条例

（伊賀市農業振興地域整備促進協議会条例の一部改正）

第１条　伊賀市農業振興地域整備促進協議会条例（平成19年伊賀市条例第65号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項第２号中「伊賀北部農業協同組合」を「伊賀ふるさと農業協同組合」に改め、同項中第３号を削り、第４号を第３号とし、第５号を第４号とし、第６号を第５号とする。

（伊賀市農業経営基盤強化促進協議会条例の一部改正）

第２条　伊賀市農業経営基盤強化促進協議会条例（平成19年伊賀市条例第66号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項第２号中「伊賀北部農業協同組合」を「伊賀ふるさと農業協同組合」に改め、同項中第３号を削り、第４号を第３号とし、第５号から第８号までを１号ずつ繰り上げる。

第７条第３項中「伊賀北部農業協同組合、伊賀南部農業協同組合、伊賀市」を「伊賀ふるさと農業協同組合及び伊賀市」に改める。

（伊賀市人・農地プラン検討会議設置条例の一部改正）

第３条　伊賀市人・農地プラン検討会議設置条例（平成24年伊賀市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項第１号中「伊賀北部農業協同組合」を「伊賀ふるさと農業協同組合」に

改め、同項中第２号を削り、第３号を第２号とし、第４号から第11号までを１号ずつ繰り上げる。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成30年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　第１条の規定による改正前の伊賀市農業振興地域整備促進協議会条例第３条第２項第２号又は同項第３号に掲げる者として委嘱された委員は、第１条の規定による改正後の伊賀市農業振興地域整備促進協議会条例第３条第２項第２号に掲げる者として委嘱された委員とみなす。

２　第２条の規定による改正前の伊賀市農業経営基盤強化促進協議会条例第３条第２項第２号又は同項第３号に掲げる者として委嘱された委員は、第２条の規定による改正後の伊賀市農業経営基盤強化促進協議会条例第３条第２項第２号に掲げる者として委嘱された委員とみなす。

３　第３条の規定による改正前の伊賀市人・農地プラン検討会議設置条例第３条第２項第１号又は同項第２号に掲げる者として委嘱された委員は、第３条の規定による改正後の伊賀市人・農地プラン検討会議設置条例第３条第２項第１号に掲げる者として委嘱された委員とみなす。